

HDO 定款

第一章 総則

第一条(名称)

本団体は兵庫ダーツオーガニゼーション(H. D. O.)と称す。

第二条(所在地)

本団体は別に定める所の役員会により事務局を置く事とする。

第二章 目的及び事業

第三条(目的)

本団体はダーツの普及及び発展を図ると共に、ダーツによる交流を行い、国際親善と文化の向上に寄与する事を目的とする。

第四条(事業)

本団体は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地域団体(各 DO 及び友好団体)間の競技日程の調整
2. 国際的に通用する共通の競技ルールの確認
3. JDO ポイントの確認及び上位 32 位入賞者の JDO マスターズ派遣
4. 団体運営、協議会運営に関する開催と援助
5. ダーツに関する広報及び講習会などの開催と援助
6. 年一回の HDO オープンの開催
7. 月一回の月例及びチャレンジリーグの開催
8. 年間を通してのリーグ戦の開催
9. リーグ戦の年間優勝チームの JDO インターリーグへの派遣
10. ホームベニューの開催するトーナメントの協力
11. ダーツを通しての国際交流及び海外派遣
12. ダーツに関する出版物の発行及び資料と管理
13. その他、本団体の目的達成に必要なすべての事業

第三章 会員

第五条(会員)

本団体の趣旨と目的に賛同し、ルール及びマナーを守ってダーツを楽しむ、本団体が認めた20歳以上の者はだれでも会員となる。

第六条(入会)

本団体の会員になろうとするものは入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

第七条(入会金及び年会費)

1. 入会金は1,000円とする。但しリーグ戦にゲストとして参加しゲストフィー(1,000円)を払った者についてはゲストエントリーした期もしくは直後の期に入会する場合はゲストフィーを入会金とする。
2. 年会費は以下とする。

前期から登録(前期～後期)	10,000円
中期から登録(中期～後期)	7,000円
後期から登録(後期のみ)	4,000円
3. 会員の更新は年度の途中であっても一年分の年会費(前期～後期)を徴収する。

第八条(資格の喪失)

会員は次の事由により資格を喪失する。

1. 退会した時
2. 新年度に更新手続きを行わなかった時
3. 本団体が解散もしくは活動を停止した時
4. 除名された時

第九条(退会)

会員が退会を希望した時は理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。

第十条(除名)

会員が次の各号の一つに該当する時は役員会の議決を持って除名をする事が出来る。

1. 本団体の名誉を傷つけ又は本団体の目的に違反する行為があった時
2. 本団体の会員としての義務に違反した時

第四章 役員会

第十一条(役員)

本団体の役員は総会により選出された次の役職とする。

1. 会長
2. 副会長
3. 事務局長
4. リーグセクレタリー
5. 会計
6. 会計監査
7. その他、必要と認める役職

第十二条(役員会)

役員会は会長/副会長/事務局長で構成されるが、会計及び各チームキャプテンの参加もできるだけ行う事とする。

第十三条(任期)

任期は2年とし原則として再任は妨げない。

第十四条(各役職の罷免)

各役職の罷免は総会で定数の3分の2以上の評決を以って行う事が出来る。

第十五条(役員の報酬)

役員は原則として無報酬とする。但し何らかの事情がある場合は総会の決議を以って有給とする事が出来る。

第五章 総会

第十六条(総会の招集)

総会の招集は年度末の年一回とする。但し会長/副会長が必要と認めた時又は該当年度の登録会員の三分の一以上から付議すべき事項を示して召集を求められた時はその請求があった日から15日以内に議長は臨時総会を招集しなければならない。

第十七条(総会の定足数)

総会は当該年度登録会員の三分の二の出席/委任状がなければ議決する事ができない事とする。また議決は有効出席会員数の過半数を以って決し、賛否同数の場合は会長がこれを決する。

第六章 定款の変更及び解散

第十八条

この定款は、総会において現在登録済み会員の四分の三以上の議決を受ければ変更する事が出来る。

第十九条

この団体の解散には、総会において現在登録済み会員の四分の三以上の議決を受ければ解散する事が出来る。

第七章 個人情報の取り扱い

第二十条(プライバシーポリシー)

1. 適法かつ公正な手段により、氏名・性別・電話番号・メールアドレス等の個人情報を取得する。
2. これらの個人情報について、個人情報保護法に従い、細心の注意をはらって管理と維持を行う。
3. 会員の個人情報を取得する利用目的は以下の通りとする。ここに定めない目的で取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示して行う。
 - ・ 会員名簿の作成と記録の集計
 - ・ 会員へのメールまたは電話による情報提供
 - ・ リーグ関連資料への掲載
 - ・ リーグおよび大会結果などホームページへの掲載
4. 会員よりあらかじめ同意を得ている機関(JDO)、法令に基づく裁判所その他の司法機関、および行政機関等から、会員に関する情報の開示を要求された場合を除き、個人情報を第三者へ提供することを行わない。
5. 本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応する。

2020.4.14